

岐阜県埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

平成十八年十月十二日

岐阜県知事 古田 繁

岐阜県条例第四十七号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 埋立て等の基準（第六条・第七条）
- 第三章 不適正な埋立て等の禁止等（第八条・第九条）
- 第四章 特定事業の規制（第十条—第二十七条）
- 第五章 雜則（第二十八条—第三十二条）
- 第六章 罰則（第三十三条—第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

- 第一条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。
 - 2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。
 - 3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であつて、その区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいう。
- （事業者の責務）
- 第一条 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - 2 土砂等を運搬する事業を行う者は、埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

3 事業者は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第四条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土壤が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策を推進しなければならない。

2 県は、市町村と連携して、埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制を整備するよう努めるものとする。

3 県は、市町村が実施する埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策が十分に行われるよう技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第二章 埋立て等の基準

(環境基準)

第六条 埋立て等に供される土砂等が土壤の汚染を防止するために満たすべき基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による土壤の汚染に係る環境に関する基準に準じて、規則で定める。

(構造基準)

第七条 特定事業の完了時における特定事業区域（特定事業を行う区域をいう。以下同じ。）の構造が災害の発生を防止するために満たすべき基準（以下「構造基準」という。）は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第九条第一項に規定する基準に準じて、規則で定める。

(第三章 不適正な埋立て等の禁止等)

(環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるとときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したとき

は、速やかに、当該土砂等及び当該埋立て等が行われた場所の土壤に係る情報を公表するとともに、当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等に供された土砂等（当該土砂等により環境基準に適合しないこととなつた土壤を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（埋立て等による崩落等の防止措置）

第九条 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

第四章 特定事業の規制

（特定事業の許可）

第十条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっては、この限りでない。

- 一 國、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する处分をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等

（許可の申請）

第十一條 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定事業区域の位置及び面積
- 三 特定事業の施行を管理する事務所の所在地
- 四 特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- 五 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名
- 六 特定事業の施行期間
- 七 特定事業に供される土砂等の量
- 八 特定事業に供される土砂等の搬入計画
- 九 特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出（以下「崩落等」という。）による災害の発生を防止するための講ずる措置
- 十 特定事業の完了時における特定事業区域の構造
- 十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として埋立て等を行うものである場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号から第六号までに掲げる事項
- 二 特定事業に供される土砂等の搬入及び搬出の年間の予定量
- 三 特定事業区域の構造
- 四 特定事業に供される土砂等について、当該土砂等の採取等が行われた場所（以下「採取場所」という。）ことに当該土砂等を区分するための措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(許可の基準)

第十二条 知事は、第十条の許可の申請が前条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

 - 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 第八条第二項若しくは第三項、第二十一条、第二十二条又は第二十六条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - ロ 第二十五条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。木において同じ。）であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）
 - ハ 第二十五条第一項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ニ 特定事業の施行に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからニまでのいづれかに該当する者のあるもの
ヘ 個人で規則で定める使用人のうちにイからニまでのいづれかに該当する者のあるもの
 - 二 特定事業の施行を適切に管理するために必要な体制が整えられていると認められる」と。
 - 三 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。

四 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

五 特定事業の完了時における特定事業区域の構造が構造基準に適合するものであること。

2 知事は、第十条の許可の申請が前条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる基準

二 特定事業区域及び特定事業に供する施設の構造が、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために満たすべき基準として規則で定めるものに適合するものであること。

三 特定事業に供される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が講じられていること。

3 特定事業の施行が、他の法令等に基づく許認可等を要するものであつて、当該他の法令等により土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合は、第一項第四号及び第五号並びに前項第二号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第十三条 第十条の許可を受けた者は、第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、第八条第二項若しくは第三項、第二十一条、第二十二条又は第二十六条の規定による命令に従つて当該変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 変更の内容及びその理由
- 3 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 第十条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めることにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の条件)

第十四条 第十条の許可（前条第一項の許可を含む。以下この章（次条を除く。）において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(特定事業の着手の届出)

第十五条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第十六条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所において採取等が行われたものであることを証するために必要な書面で規則で定めるもの（以下「採取元証明書」という。）を添付して知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物（以下「製造物等」という。）を含むときは、当該土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書類で規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、土壤の汚染のおそれがないと知事が認めた場合は、この限りでない。

(環境基準に適合しない土砂等の報告)

第十七条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。

(帳簿への記載)

第十八条 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に供した土砂等の搬入の日付、採取場所、数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第十九条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関するこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び前条の帳簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第二十条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域又は特定事業に供する施設の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。

(緊急時の措置命令)

第二十一条 知事は、第十条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生

を防止するために必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

(無許可事業者に対する撤去命令等)

第二十二条 知事は、第十条又は第十三条第一項の許可を受けないで特定事業を行つた者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定事業の完了等)

第二十三条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止した場合であつて、当該休止の期間が二ヶ月未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合（休止した場合を除く。）において、当該特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものであるときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の土壤検査を行い、その結果を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る特定事業が構造基準（前項の規定による届出があつた場合にあつては、環境基準及び構造基準）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定により構造基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置を講じなければならぬ。

(地位の承継)

第二十四条 第十条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人（以下「譲受人等」という。）は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。ただし、譲受人等が第十二条第一項第一号イからヘまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により第十条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添付して、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第二十五条 知事は、第十条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- 一 第八条第二項若しくは第三項、第二十一条、第二十二条又は第二十六条の規定による命令に違反したとき。
 - 二 不正の手段により第十条又は第十三条第一項の許可を受けたとき。
 - 三 第十二条第一項第一号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 第十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないでしたとき。
 - 五 第十四条の条件に違反したとき。
 - 六 第十五条から第二十条まで又は第二十三条第二項の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により第十条の許可の取消しを受けた者は、速やかに、当該取消しに係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。
- (完了、廃止若しくは休止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)
- 第二十六条 知事は、第二十三条第四項又は前条第二項の規定に違反した者に対し、当該完了、廃止若しくは休止又は取消しに係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (関係書類等の保存)
- 第二十七条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第二十三条第一項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第二十五条第一項の規定による取消しの通知を受けた日から五年間、当該特定事業に関するこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十八条の帳簿を保存しなければならない。
- ### 第五章 雜則
- (報告の徵収)
- 第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- (立入検査)
- 第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一项の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (手数料)

第三十条 第十条又は第十三条第一項の許可を受けようとする者は、岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

（市町村条例との関係）

第三十一条 この条例の規定は、市町村が、その地域の自然的・社会的諸条件に応じて、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

（委任）

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項若しくは第三項、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項又は第二十六条の規定による命令に違反した者

- 二 第十条又は第十三条第一項の規定に違反して特定事業を行った者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条又は第二十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第四項、第十五条、第二十三条第一項又は第二十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第二十七条の規定に違反して、同条に規定する書類の写し又は帳簿を保存しなかつた者

- 三 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 四 第二十九条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者又はその譲受人等は、この条例の施行の日から起算して六月間は、第十条の許可を受けないで、その特定事業を行うことが

できる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(岐阜県手数料徴収条例の一部改正)

3 岐阜県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第一百三の項の次に次のように加える。

百三の二 岐阜 県埋立て等の 規制に関する 条例（平成十 八年岐阜県条 例第四十七号。 以下この項に おいて「条例」 という。）の 施行に関する 事務	1 条例第十条に 規定する特定事 業の許可の申請 に対する審査	埋立て等特定 事業許可申請 手数料	一件に つき	四九、〇〇〇
	2 条例第十三条 第一項に規定す る特定事業の変 更の許可の申請 に対する審査	埋立て等特定 事業変更許可 申請手数料	一件に つき	二九、〇〇〇